

武蔵野市第五期長期計画・調整計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第3条の規定による武蔵野市第五期長期計画・調整計画（以下「調整計画」という。）の策定にあたり、同条例第4条第2項の規定により設置する武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の検討に資するため、武蔵野市第五期長期計画・調整計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、調整計画の策定にあたり、武蔵野市第五期長期計画（以下「長期計画」という。）の市政運営の基本理念を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 長期計画の評価及び調整計画策定において議論すべき課題に関すること。
- (2) 武蔵野市（以下「市」という。）が目指す将来像に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、市民会議の委員の公募に応募したもので、市長が適当と認めるもの（以下「市民委員」という。）10人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 平成26年4月1日現在18歳以上であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 調整計画の策定及び市民会議の設置の趣旨を理解していること。
- (4) 原則として、月2回程度開催する市民会議に出席することができること。
- (5) 武蔵野市議会の議員又は市の職員でないこと。

(策定委員会委員の指名)

第4条 市長は、市民委員のうち2人以内の者を、策定委員会の委員として、市民会議の意見を聴いたうえで指名する。

(謝礼)

第5条 市民委員には、市民会議の会議への出席1回につき4,000円の謝礼を支払う。

(設置期間)

第6条 市民会議の設置期間は、平成26年9月30日までとする。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。